

豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年豊明市条例第20号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(印鑑の登録資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 成年被後見人</u></p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、前項第1号及び第2項の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(登録事項)</p> <p>第6条 第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか、当該</p>	<p>(印鑑の登録資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、前項第1号及び第2項の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載<u>（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）</u>がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(登録事項)</p> <p>第6条 第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか、当該</p>

登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。))がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあっては氏名及び当該通称)

(4)・(5) (略)

(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

(7) (略)

登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載_____がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)

(4)・(5) (略)

(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

(7) (略)